神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年7月23日

神戸市教育委員会 教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第1号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則 (昭和42年10月教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用許可の申請)	(使用許可の申請)
第9条 学校施設を目的外に使用しよ	第9条 学校施設を目的外に使用しよ
うとする者は、使用前3日までに、	うとする者は、使用前3日までに、
<u>次の各号</u> に掲げる事項を記載した神	第1号から第7号までに掲げる事項
戸市立学校施設目的外使用許可申請	を記載した神戸市立学校施設目的外
書(以下「申請書」という。)を当該	使用許可申請書(以下「申請書」と
校園長の副申を得て教育長に提出	いう。)を当該校園長の副申を得て
し、その許可を受けなければならな	教育長に提出し、その許可を受けな
VVo	ければならない。
(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。